

## 2018年度 同志社大学大学院 司法研究科

### 前期日程入学試験問題 法律科目試験 (民事訴訟法)

---

次の（設例）を読んで、問（1）から（3）に答えなさい。

（設例）

Xは、Yを被告とする貸金500万円の返還を求める訴訟を提起した。

第1回口頭弁論期日において、Xは、Yに500万円を貸し付けたが返済期限を過ぎても返済がないと主張した。そして、返還の合意および金銭の交付があったことを立証するために、借用書と題する文書（以下「本件借用書」という。）を書証として提出した。本件借用書には、「Xから500万円を借用しました。」という一文が記載されており、その下に「Y」という印影があった。Xは、本件借用書がYの意思に基づいて作成された文書（真正に成立した文書）であると主張した。

問（1）（配点：15点）

本件借用書上の印影とYが所持する印章（印鑑）が一致したとする。この場合、印影と印章が一致したという事実が、本件借用書の成立の真正についての裁判所の判断に、どのように影響するか。

問（2）（配点：20点）

第1回口頭弁論期日において、Yが、本件借用書が真正に成立したというXの主張を認める旨の陳述をしたとする。この場合、裁判所は、本件借用書は真正に成立していないという事実を判決の基礎にすることができるか。

問（3）（配点：15点）

証拠調べの結果、裁判所は、返還の合意および金銭の交付の事実について、あったという心証も、なかったという心証も形成できなかったとする。この場合、裁判所はどのような判決をすべきか。